

議案第50号

天理市老人憩の家条例等の一部改正について

天理市老人憩の家条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成17年12月8日提出

天理市長 南 佳 策

天理市老人憩の家条例等の一部を改正する条例

(天理市老人憩の家条例の一部改正)

第1条 天理市老人憩の家条例(昭和59年3月天理市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

(天理市営住宅条例の一部改正)

第2条 天理市営住宅条例(平成9年12月天理市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第69条を削り、第70条を第69条とし、第71条を第70条とし、第72条を第71条とする。

(天理市立公民館条例の一部改正)

第3条 天理市立公民館条例(昭和61年3月天理市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

(天理市立集会所条例の一部改正)

第4条 天理市立集会所条例(昭和61年3月天理市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。